

二、指導行政の指針

県教育委員会は、昭和五十五年度の重点施策を推進する方策として、「重点施策を具体化するための指導行政の指針」を策定した。

これは、市町村教育委員会、学校等が次年度において推進する「重点目標」「教育目標」等を設定するための指針となるものである。

市町村教育委員会、学校等においては、法律に定められた学校教育の目的や目標の達成に努めるため、地域や学校の実態に応じ、次に示す「指導行政の指針」を参考とし、教育価値の高い具体的な教育目標の設定を図り、教育活動の充実に努められることを期待して、その概要を紹介するものである。

(一) 県民の信頼と期待にこたえる学校教育の推進

① 教育機会の拡充 (幼稚園教育)

- 就園率の地域間不均衡の是正を図るため、公立幼稚園の適正配置の促進に努める。
- 入園を希望する対象児に等しく教育の機会を与えるため、公私立幼稚園の適正配置を考慮しながら幼稚園の新増設の促進に努める。

(高等学校教育)

- 高等学校進学率の向上と地域間不均衡の是正を図るため、福島東高等学校(仮称)の新設及び田村地区高等学校の新設準備を進めるとともに、大部分の青少年を教育する国民教育機関としての性格を一層重視し、従来の発想の転換の上に立った魅力ある、新しい体質づくりの促進に努める。

② 教育活動の質的充実 (幼稚園教育)

- 幼児の発達段階、生活経験に即した教育課程の編成と効果的な実施を図るため、各種研修会の開催、幼稚園教育領域別指導展開事例集の発刊等により、教育活動の改善充実の促進に努める。

(小・中学校教育)

- 新学習指導要領に基づく教育課程の完全実施(中学校は、昭和五十六年度)を図るため、各種研修会の開催、研究学校の指定等により、教育課程の適切な編成を進めその実施を通じて教育活動の改善充実の促進に努める。
- 生徒指導の充実を図るため、研修会の開催、研究学校の指定等により、各学校の指導体制、指導計画の整備充実を進めるとともに、生徒理解の専門的技術向上の促進に努める。
- 児童生徒の体力と運動能力の向上を図るため、各種研修会の開催、

上を図るため、各種研修会の開催、体力づくり研究推進校の指定等により、学校教育活動の全体を通じた体育活動の充実の促進に努める。

(高等学校教育)

- 教育課程の改善充実を図るため、各種研修会の開催、手引書の発刊、研究学校の指定及び教育課程編成に関する訪問指導等により、教育課程編成の全体構想の中に学習指導要領の改訂の趣旨を十分に生かすよう努める。

- 生徒指導の充実を図るため、各種研修会の開催、研究学校の指定、共同訪問、駐在訪問等により、各学校の指導体制、指導計画の整備充実を進めるとともに、生徒理解の専門的技術向上の促進に努める。
- 生徒の体力と運動能力の向上を図るため、各種研修会の開催、体力づくり研究推進校の指定等により、学校教育活動の全体を通じた体育活動の充実の促進に努める。
- (幼・小・中・高等学校教育)

- 保健・安全教育の充実を図るため各種研修会の開催等により、日常健康観察、保健調査及び健康診断等の結果に基づく健康管理と、人命尊重の自覚に基づく交通事故防止の徹底に努める。

(中・高等学校教育)

- 進路指導の充実を図るため、研修会の開催等により、学校教育活動のあらゆる場における計画的、